

(趣旨)

第1条 この規則は、結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例(平成17年結城市条例第48号。以下「条例」という。)第26条の規定に基づき、結城市鹿窪運動公園施設(以下「運動公園」という。)の設置及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条の規定による申請は、結城市鹿窪運動公園施設指定管理者指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書のほか、次に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 代表者の住民票抄本
- (4) 事業計画書(前年度事業報告書を含む。)
- (5) 収支計算書(前年度決算書を含む。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が指定した書類等

(指定の承認)

第3条 条例第7条の規定による指定は、所定の手続を経た後において、結城市鹿窪運動公園施設指定管理者指定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(変更事項の届出)

第4条 第2条第2項の規定により提出した書類に変更が生じたときは、速やかに市長に変更事項を記載した書類を提出しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第5条 条例第8条の規定による報告書は、2部(正本1通、副本1通)とし、同条第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運動公園に係る事業の概要
- (2) 運動公園の施設の現況(損傷等を含む。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が指定した書類

(指定の取消し等)

第6条 条例第10条第1項の規定による指定の取消又は業務の停止は、結城市鹿窪運動公園施設指定管理者指定取消書(様式第3号)又は結城市鹿窪運動公園施設指定管理者業務(全部・一部)停止命令書(様式第4号)により行うものとする。

(開館時間の変更)

第7条 条例第11条の規定による承認の申請は、開館時間変更承認申請書(様式第5号)により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が緊急の必要により開館時間を変更したときは、同項に規定する様式に準じた方法により報告するものとする。

(定期休日等の変更)

第8条 条例第11条の規定による承認の申請は、定期休日変更・臨時開館承認申請書(様式第6号)により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が緊急の必要により臨時開館し、又は定期休日を変更したときは、同項に規定する様式に準じた方法により報告するものとする。

(使用許可の申請)

第9条 条例第12条第1項の規定により、運動公園の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、結城市鹿窪運動公園施設使用許可申請書(様式第7号。以下「使用許可申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書は、使用期日(使用しようとする日が引き続き2日以上ある場合は、その初日をいう。以下同じ。)の2週間前から使用当日までの期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が運動公園の管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。

3 指定管理者は、第1項の使用許可申請書の受理について、必要な書類を申請者に添付させることができる。

(使用の許可等)

第10条 指定管理者は、運動公園の施設等の使用を許可したときは、結城市鹿窪運動公園施設使用許可書(様式第8号。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 使用許可の順位は、申請の順序による。ただし、申請が同時のときは、申請者間の協議又は抽選により、申請の順序を決定するものとする。

(使用許可の取消し、変更等)

第11条 運動公園の施設等の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用を取り消そうとするときは、結城市鹿窪運動公園施設使用許可取消届(様式第9号)に使用許可書を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

2 使用者が、使用許可書の内容を変更しようとするときは、新たに第9条第1項の使用許可申請書に使用許可書を添えて、速やかに指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、運動公園の施設等の使用の変更を許可したときは、新たに使用許可書を使用者に交付するものとする。

(申請書等の取扱時間)

第12条 申請書等の取扱時間は、条例第11条に規定する定期休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(使用時間の延長)

第13条 運動公園の施設等を使用する場合において、使用開始後の使用時間の延長は、認めない。ただし、指定管理者が他の使用に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(附属設備器具使用料)

第14条 条例第17条に規定する運動公園の附属設備器具の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の承認)

第15条 条例第17条第2項の規定による承認の申請は、結城市鹿窪運動公園施設使用料承認申請書(様式第10号)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を認めたときは、結城市鹿窪運動公園施設使用料承認書(様式第11号)を指定管理者に交付するものとする。

3 運動公園の使用料を変更しようとするときは、前2項の規定の例によるものとする。

(使用料の返還)

第16条 条例第20条のただし書の規定により、使用料を返還する場合の基準は、次の各号に掲げる事由等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、大会予備日については、その限りではない。

(1) 条例第20条第1号に該当するとき。 全額

(2) 使用期日3日前から5日前までの取消又は変更を申し出たとき。 5割に相当する額

(3) 使用期日当日から2日前までの取消又は変更を申し出たとき。 返還しない額

(4) 条例第13条第1項各号のいずれかに該当するとき。 相当額

2 前項の規定により、使用料の返還を受けようとする者は、結城市鹿窪運動公園施設使用料返還申請書(様式第12号)に使用料を納付したことを証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請があった場合においては、その可否を決定し、結城市鹿窪運動公園施設使用料返還(決定・却下)通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(施設使用予約の取消及び変更料)

第17条 使用者は、施設使用予約の取消及び変更をした場合、次の各号に掲げる事由等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより取消及び変更料として納入する。ただし、大会予備日については、その限りではない。

(1) 使用期日3日前より5日以内の取消又は変更を申し出たとき。 5割に相当する額

(2) 使用期日当日より2日以内の取消又は変更を申し出たとき。 全額

(原状回復等)

第18条 条例第16条の規定による原状回復に要する経費は、使用者の負担とし、回復後運動公園の職員(以下「職員」という。)の点検を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第19条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用方法について、事前に職員と綿密な打合せを行うこと。

(2) 入場者の安全を確保すること。

(3) 運動公園内外の秩序を保持するために必要な整備員を配置すること。

(4) 所定の場所以外で飲食及び喫煙はしないこと。

(5) 許可なしに火気を使用しないこと。

(6) 許可なしに所定の場所に備え付けた物品を移動しないこと。

(7) 許可を受けずに広告物の掲示及び配布をしないこと。

(8) 許可を受けずに物品の展示、販売等をしないこと。

(9) 他人に迷惑になる行為をしないこと。

(10) 入場者に次条の規定を守らせること。

(11) 職員の指示に従うこと。

(入場の制限)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒絶し、又は退場させることができる。

(1) 感染性の病気にかかっている者

(2) 他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は秩序若しくは風俗を乱すおそれがあると認められる者

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者
(管理上の立入り)

第21条 使用者は、職員が管理のためその使用に係る施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。
(公表)

第22条 市長は、条例第17条第2項の規定により使用料金の承認をしたときは、その旨を市広報誌その他の方法により公表しなければならない。
(事故報告)

第23条 指定管理者は、運動公園の使用者に係る事故が発生したときは、直ちに必要な措置をするとともに、その概要を市長に報告しなければならない。
(委員会の設置)

第24条 条例第3条及び第25条の規定に基づき、公募により複数の申請があった場合における指定管理者を選定する際、選定手続きの公平性及び透明性を図るため、結城市鹿窪運動公園施設指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)

第25条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第7条で定める指定管理者の候補の選定に関すること。
 - (2) 前号のほか、指定管理者制度に関し、市長が必要と認めること。
- (委員)

第26条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 副市長
 - (2) 教育長
 - (3) 政策監
 - (4) 各部長及び議会事務局長
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者(専門的見地による判断を要する場合)
- (委員長及び副委員長)

第27条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長に副市長をもって充て、副委員長に教育長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(委員会の会議)

第28条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(秘密の保持)

第29条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(関係者の出席)

第30条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等を委員会に出席させ意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができる。
(庶務)

第31条 委員会の庶務は、結城市教育委員会スポーツ振興課において処理する。
(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な、事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年2月5日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成22年6月18日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年3月28日規則第15号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年6月27日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は平成26年7月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則中第1条の規定は、同条の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成28年3月30日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の結城市長が管理する情報の公開に関する規則、第2条の規定による改正前の結城市長が管理する個人情報の保護に関する規則、第3条の規定による改正前の結城市空き家等の適正管理に関する条例施行規則、第4条の規定による改正前の結城市民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則、第5条の規定による改正前の結城市民情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則、第6条の規定による改正前の結城市民活動支援センター条例施行規則、第8条の規定による改正前の結城市税条例施行規則、第9条の規定による改正前の結城市役所駅前分庁舎多目的スペースの使用に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の結城市茨城県青少年の健全育成等に関する条例の施行に関する規則、第11条の規定による改正前の結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の結城市社会福祉法施行細則、第13条の規定による改正前の結城市医療福祉費支給に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の結城市生活保護法施行細則、第15条の規定による改正前の結城市永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者に対する支援給付事務取扱細則、第16条の規定による改正前の結城市児童福祉法施行細則、第17条の規定による改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第18条の規定による改正前の結城市子ども・子育て支援法施行細則、第19条の規定による改正前の結城市老人福祉法施行細則、第20条の規定による改正前の老人医療事務取扱細則、第21条の規定による改正前の結城市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第22条の規定による改正前の結城市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、第23条の規定による改正前の結城市障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る基準該当事業者の登録等に関する規則、第24条の規定による改正前の結城市地域生活支援事業の利用者負担に関する条例施行規則、第25条の規定による改正前の結城市身体障害者福祉法施行細則、第26条の規定による改正前の結城市身体障害者手帳の交付等に関する規則、第27条の規定による改正前の結城市在宅障害児福祉手当支給条例施行規則、第28条の規定による改正前の結城市知的障害者福祉法施行細則、第29条の規定による改正前の結城市国民健康保険規則、第30条の規定による改正前の結城市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則、第31条の規定による改正前の結城市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則、第32条の規定による改正前の結城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第33条の規定による改正前の結城市浄化槽清掃業に関する規則、第34条の規定による改正前の結城市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則、第35条の規定による改正前の結城市企業誘致条例施行規則、第36条の規定による改正前の結城市都市計画法施行細則、第37条の規定による改正前の結城市道路管理及び占用に関する規則、第38条の規定による改正前の結城市法定外公共物管理条例施行規則、第39条の規定による改正前の結城市土地譲渡益重課制度に係る優良宅地認定事務取扱規則及び第40条の規定による改正前の結城市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅新築認定事務施行細則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成28年3月30日規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月23日規則第5号)

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

付 則(令和2年3月31日規則第35号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和2年6月26日規則第39号)

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

付 則(令和3年3月18日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際に現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第14条関係)

1 附属設備器具使用料

施設名	区分	使用料	内訳
かなくぼ総合体育館	得点表示板	2,060円／回	電光得点掲示板一式

	得点表示板	520円／回	デジタルタイマー バスケットボールオフィシャル セット(24秒計、30秒計付)
	放送設備	1,030円／回	放送設備一式
	試合用具一式	1,030円／回	養生シート、机、椅子、司会 者台等
	エアコン使用料	2,060円／h	エアコン 冷房／暖房
	ステージ	520円／回	ステージ
	可動席	520円／回	可動席(1ブロック)
	ヒーター	520円／回	ヒーター(台)
鹿窪運動公園野球場	スコアード使用料	1,030円／回	スコアード使用料
	放送設備	1,030円／回	放送設備一式
第2体育館	放送設備	520円／回	放送設備一式
テニスコート			
ゲートボール場			
ニュースポーツ広場	道具貸出	110円／回	1人1セット1回使用料
全施設共通	持込器具電源使用料	210円／回	持込器具電源1kwにつき(コン セント1つにつき)

備考 1回あたりについては、貸出し時間内とする。

様式第1号(第2条関係)

結城市鹿窪運動公園施設指定管理者指定申請書

年 月 日

結城市長 様

所在地

申請者 事業実施団体名

代表者氏名

結城市鹿窪運動公園施設の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

名 称		(設立年月日 年 月 日)
所 在 地		
申請者に関する事項	主 たる 事 業	
	役 員 (理 事 等)	
	予 算 の 概 要	
	事 業 の 執 行 体 制	
その他申請に係る事項		

(注) 結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項に掲げる書類を添付すること。

様式第2号(第3条関係)

結城市鹿窪運動公園施設指定管理者指定通知書

発第 号
年 月 日

事業実施団体名
代表者氏名 様

結城市長 印

年 月 日付けで申請のあった結城市鹿窪運動公園施設の管理をする指定
管理者に指定する。

指定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

様式第3号(第6条関係)
結城市鹿窪運動公園施設指定管理者指定取消書

発第 号
年 月 日

事業実施団体名
代表者氏名 様

結城市長 印

結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例第10条の規定により結城市鹿窪運動公園施設指定管理者の指定を取り消す。

1 取消理由

2 取消年月日

注 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、結城市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に限り、結城市を被告として(訴訟において結城市を代表する者は結城市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

様式第4号(第6条関係)

結城市鹿窪運動公園施設指定管理者業務(全部・一部)停止命令書

発第 号
年 月 日

事業実施団体名
代表者氏名 様

結城市長 印

下記の理由により結城市鹿窪運動公園施設指定管理者業務の全部(一部)の停止を命ずる。

停止の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

記

理 由

注 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、結城市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に限り、結城市を被告として(訴訟において結城市を代表する者は結城市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

様式第5号(第7条関係)

開館時間変更承認申請書		
		年 月 日
結城市長	様	
		所在地 申請者 事業実施団体名 代表者氏名
結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例第11条の規定に基づき下記のとおり結城市鹿窪運動公園施設の開館時間を変更したいので承認願います。		
記		
1 変更年月日		
2 変更時間		
3 変更理由		
切り取り線		
開館時間変更承認通知書		
		発第 号 年 月 日
事業実施団体名 代表者氏名	様	
結城市長		印
年 月 日付けで申請のあった結城市鹿窪運動公園施設の開館時間の変更を承認します。		

様式第6号(第8条関係)

定期休日変更・臨時開館承認申請書		
		年 月 日
結城市長	様	
		所在地 申請者 事業実施団体名 代表者氏名
結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例第11条の規定に基づき下記のとおり結城市鹿窪運動公園施設の定期休日の変更・臨時開館をしたいので承認願います。		
記		
1 変更年月日(開館時間)		
2 変更理由(開館理由)		
—— 切り取り線 ——		
定期休日・臨時開館変更承認通知書		
		発第 号 年 月 日
事業実施団体名 代表者氏名	様	
結城市長		印
年 月 日付で申請のあった結城市鹿窪運動公園施設の定期休日の変更・臨時開館を承認します。		

様式第7号(第9条関係)

結城市鹿窪運動公園施設使用許可申請書

申請者	住所								
	団体名								
	代表者名								
	電話					利用人員	人		
使用日時	年 月 日				時 分から 時 分まで				
照明	時 分から 時 分まで								
使用施設	☐ かなくぼ総合体育館 (アリーナ 面・会議室) ☐ 第2体育館 (面) ☐ 武道館 (面) ☐ テニスコート(面) ☐ 野球場(鹿窪) ☐ サブグラウンド ☐ サッカー場 (面) ☐ 相撲場 ☐ ゲートボール場(面) ☐ 林間広場 ☐ 子供広場 ☐ 水のふれあい広場 ☐ ニュースポーツ広場 ☐ その他								
使用目的									
借用品									
料金		百	十	万	千	百	十	円	許可番号
上記のとおり使用したいので、申請いたします。 なお、使用にあたっては使用条件を守ります。									受領印
年 月 日 管理者 様									

注 ※受領印のないものは、無効とさせていただきます。

様式第8号(第10条関係)

結城市鹿窪運動公園施設使用許可書

申請者	住所								
	団体名								
	代表者名								
	電話					利用人員	人		
使用日時	年 月 日					時 分から 時 分まで			
照明	時 分から 時 分まで								
使用施設	☐ かなくぼ総合体育館 (アリーナ 面・会議室) ☐ 第2体育館 (面) ☐ 武道館 (面) ☐ テニスコート(面) ☐ 野球場(鹿窪) ☐ サブグラウンド ☐ サッカー場 (面) ☐ 相撲場 ☐ ゲートボール場(面) ☐ 林間広場 ☐ 子供広場 ☐ 水のふれあい広場 ☐ ニュースポーツ広場 ☐ その他								
使用目的									
借用品									
料金		百	十	万	千	百	十	円	許可番号
上記のとおり許可する。 年 月 日 管理者 印									受領印

注 ※受領印のないものは、無効とさせていただきます。

様式第9号(第11条関係)

結城市鹿窪運動公園施設使用許可取消届		
年 月 日		
管理者 様		
住 所		
申請者	団 体 名 又 は 代 表 者	
年 月 日付けで許可されました結城市鹿窪運動公園()の 使用を都合により取り消いたしますのでお届けいたします。		

様式第10号(第15条関係)
結城市鹿窪運動公園施設使用料承認申請書

年 月 日

結城市長 様

所在地
申請者 事業実施団体名
代表者氏名

結城市鹿窪運動公園施設の使用料を下記のとおりとしたいので、結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定に基づき承認を申請します。

記

結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例別表に定める施設使用料

様式第11号(第15条関係)

結城市鹿窪運動公園施設使用料承認書

発第 号
年 月 日

事業実施団体名
代表者氏名 様

結城市長 印

年 月 日付けで申請のありました結城市鹿窪運動公園施設使用料については、承認いたします。

様式第12号(第16条関係)
結城市鹿窪運動公園施設使用料返還申請書

申請者	住所								
	団体名								
	代表者名								
	電話番号					利用人員	人		
使用日時	年 月 日				時 分から 時 分まで				
照明	時 分から 時 分まで								
使用施設	☐ かなくぼ総合体育館 (アリーナ 面・会議室) ☐ 第2体育館 (面) ☐ 武道館 (面) ☐ テニスコート(面) ☐ 野球場(鹿窪) ☐ サブグラウンド ☐ サッカー場 (面) ☐ 相撲場 ☐ ゲートボール場(面) ☐ 林間広場 ☐ 子供広場 ☐ 水のふれあい広場 ☐ ニュースポーツ広場 ☐ その他								
返還の理由	☐ 使用者都合のため ☐ 天候不良のため ☐ その他()								
添付書類	☐ 使用許可書 ☐ その他()								
入金金額		百	十	万	千	百	十	円	許可番号
返還金額		百	十	万	千	百	十	円	取消番号
上記のとおり、料金返還を申請いたします。 年 月 日 管理者 様									検印

※ 検印のないものは、無効とさせていただきます。

様式第13号(第16条関係)
結城市鹿窪運動公園施設使用料返還(決定・却下)通知書

申請者	住所								
	団体名								
	代表者名								
	電話						利用人員	人	
使用日時	年 月 日					時 分から 時 分まで			
照明	時 分から 時 分まで								
使用施設	☐ かなくぼ総合体育館 (アリーナ 面・会議室) ☐ 第2体育館 (面) ☐ 武道館 (面) ☐ テニスコート(面) ☐ 野球場(鹿窪) ☐ サブグラウンド ☐ サッカー場 (面) ☐ 相撲場 ☐ ゲートボール場(面) ☐ 林間広場 ☐ 子供広場 ☐ 水のふれあい広場 ☐ ニュースポーツ広場 ☐ その他								
返還の理由	☐ 使用者都合のため ☐ 天候不良のため ☐ その他()								
添付書類	☐ 使用許可書 ☐ その他()								
入金額		百	十	万	千	百	十	円	許可番号
返還金額		百	十	万	千	百	十	円	取消番号
上記のとおり、通知いたします。 年 月 日 管理者 印									検印

※ 検印のないものは、無効とさせていただきます。